

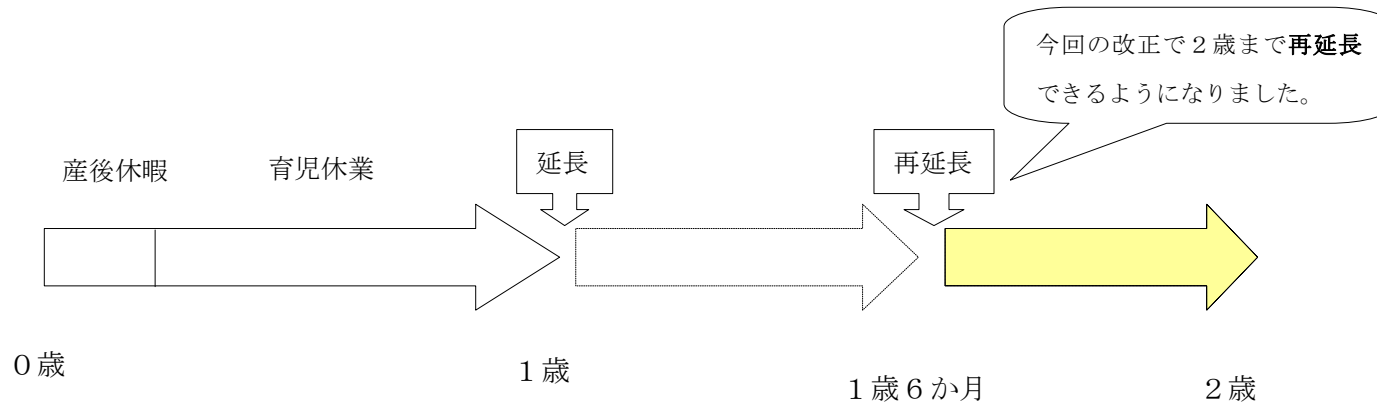
平成29年10月から

育児休業手当金の支給期間（保育所等に入れない場合など）が最長2歳まで再延長されます！

育児休業手当金は、原則として子が1歳になるまでの育児休業を取得した期間支給されます。例外として、保育所等に入所できない等の理由で、1歳に達した日後の期間について育児休業を取得する場合は、1歳6か月まで延長されているところです。

今回の改正により、育児休業の対象が、「**施行日(平成29年10月1日)以後に2歳に達するまでの子**」で、当面その保育が実施されない場合、**施行日以後2歳に達する日まで**育児休業手当金が支給されるようになりました。

なお、1歳6か月から2歳まで支給期間を延長するには、改めて育児休業手当金請求書の提出手続きを行う必要があります。（1歳の時点の延長手続きで、2歳までの期間は認められません）



※ 支給期間を延長する場合は、請求が必要です。

※ 施行日前に1歳6か月を迎えている場合でも、2歳まで再延長請求できる場合がありますので、詳しくは、保健課医療係（TEL 089-945-6313）までお問い合わせください。